

第2節 廃棄物等の適正処理の推進

〈主な指標と最新実績〉

一般廃棄物の最終処分量	66千t（2023〔令和5〕年度）
産業廃棄物の最終処分量	89千t（2022〔令和4〕年度）
産業廃棄物の再生利用率	51.3%（2022〔令和4〕年度）
不法投棄早期解決率	92%（2024〔令和6〕年度）
市町村土砂条例制定数	29（2024〔令和6〕年度）

第1項 一般廃棄物の適正処理の推進と処理施設の広域化

1 一般廃棄物処理の現状 【廃棄物・リサイクル課】

家庭等から出されるごみやし尿などの一般廃棄物を衛生的に処理することは、私たちの生活環境を守り、公衆衛生の向上を図る上で大変重要です。

一般廃棄物の処理は、市町村が定めた計画（一般廃棄物処理計画）に基づいて行われています。

県では、市町村における一般廃棄物の処理が適正に安定して行えるよう、ごみ処理施設等の建設や維持管理に係る情報提供や技術指導を実施しています。

(1) ごみ処理の状況

2023（令和5）年度のごみ総排出量は約657千tであり、県民一人一日当たり933gとなっています（県民一人一日当たりの内訳は、生活系ごみが703g、事業系ごみが231gです）。

県内のごみ総排出量は、表2-2-2-1、ごみ処理の状況は、次頁の図2-2-2-1のとおりです。

表2-2-2-1 県内のごみの総排出量

（単位：t）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
ごみ総排出量	713,518	708,460	687,877	681,816	656,585

(2) し尿処理の状況

し尿は、下水道終末処理施設、浄化槽、し尿処理施設等により処理が行われています。

2023（令和5）年度は約1,850千人（約96.3%）が、浄化槽や公共下水道等を使った、水洗化によるし尿処理の対象となっています。また、49万

くLのくみ取りし尿や浄化槽汚泥が、し尿処理施設で処理されました。

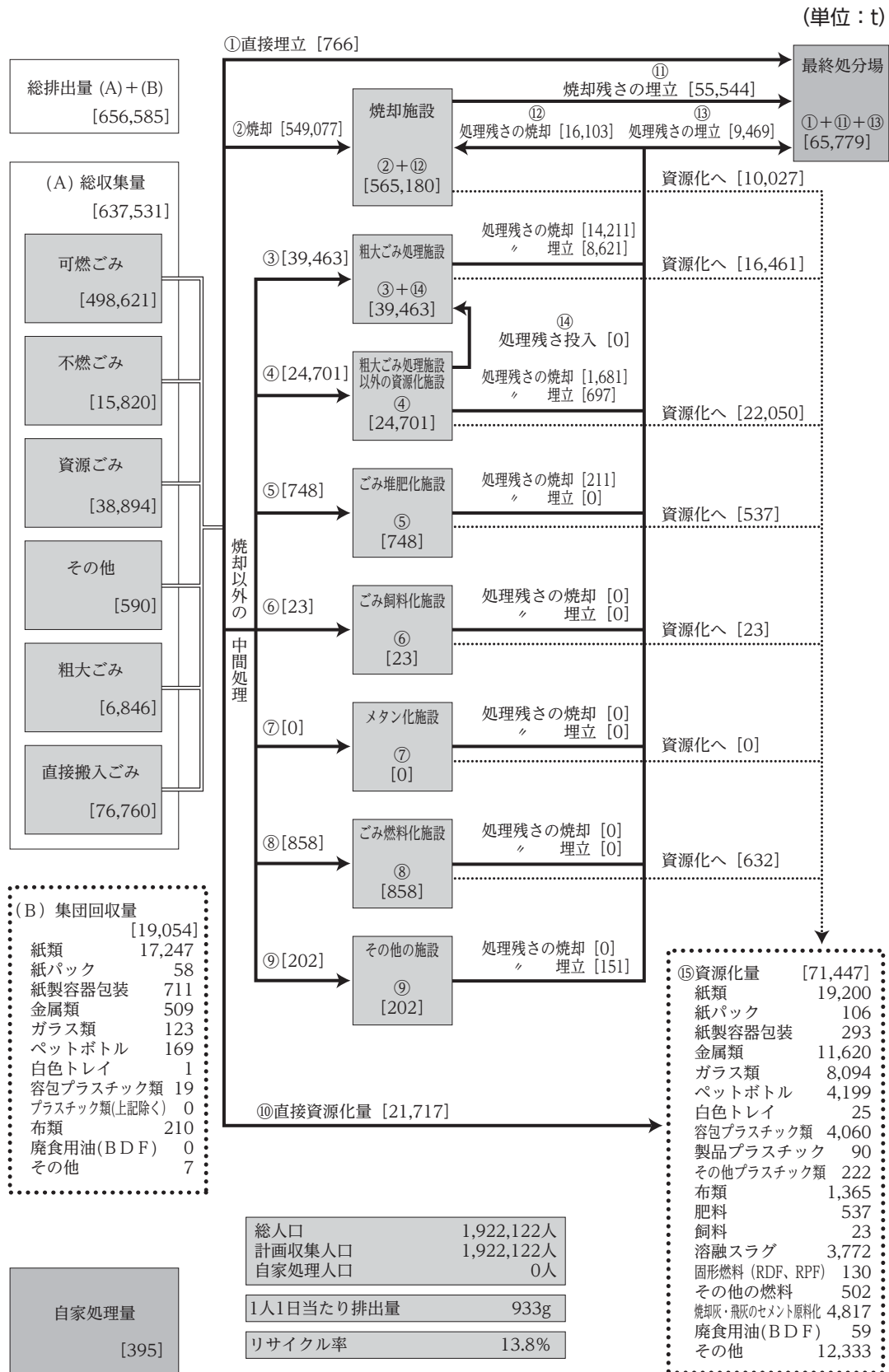
県内のし尿の処理状況は、表2-2-2-2のとおりです。

表2-2-2-2 県内のし尿の処理状況

年度		R元	R2	R3	R4	R5
人口（千人）		1,972	1,960	1,948	1,934	1,922
水洗化人口	浄化槽	881	872	781	764	751
	公共下水道	975	977	970	982	987
	コミュニティプラント	23	23	20	20	18
	集落排水施設等	—	—	96	95	94
	計（水洗化率）	1,879 (95.3%)	1,872 (95.5%)	1,866 (95.8%)	1,862 (96.2%)	1,850 (96.3%)
非水洗化人口	くみ取り、自家処理	92	88	81	73	72
し尿処理量（kL）		449,911	454,190	452,386	473,139	489,649

（注）各項目で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

図2-2-2-1 2023（令和5）年度における県内のごみ処理の状況



2 施設の適正な維持管理の確保のための監督指導 【廃棄物・リサイクル課】

県内の市町村及び一部事務組合における、ごみ処理及びし尿処理は、焼却施設（18か所）、粗大ごみ処理施設・資源化施設（26か所）、高速堆肥化施設（2か所）、最終処分場（19か所）、し尿処理施設（22か所）、コミュニティプラント（11か所）で行われています。

2024（令和6）年度には、これらの施設の適正な維持管理の確保を目的として、県は、57施設の立入検査を実施し、施設の維持管理に係る基準等の遵守状況について監督指導を行いました。立入検査の状況は表2-2-2-3のとおりです。

表2-2-2-3 一般廃棄物処理施設（特例施設及び休止施設除く）の数とその立入検査数（単位：施設、回）

年度	R 4	R 5	R 6
一般廃棄物処理施設の数（特定施設及び休止施設除く）	125	123	119
立入検査の数	50	41	57

3 市町村担当者間の意見交換会等の実施 【廃棄物・リサイクル課】

2023（令和5）年度をもって「群馬県一般廃棄物処理施設等連絡協議会」を解散した後において

も、処理施設の維持管理担当者を対象とした意見交換会や施設見学等を実施しています。

4 交付金制度を活用した一般廃棄物処理施設整備への支援 【廃棄物・リサイクル課】

循環型社会形成推進交付金等の交付金制度を活用して廃棄物処理施設を適切に整備できるよう、市町村等が循環型社会形成推進地域計画を策定し、交付金を活用して施設設備をする際に、助言指導

を行いました。

循環型社会形成推進交付金等の交付を受けて行った県内の事業の実施状況は表2-2-2-4のとおりです。

表2-2-2-4 循環型社会形成推進交付金等の交付状況等

（単位：千円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
事業実施主体数（市町村、一部事務組合）	6	3	5	5	7
当該年度事業費（千円）	21,075,304	6,901,846	8,427,815	16,757,138	11,835,682
当該年度に支出された交付金額（千円）	6,664,518	3,157,613	2,099,928	4,911,745	2,940,723

5 群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン実現に向けた市町村等への支援 【廃棄物・リサイクル課】

効率性、経済性及び環境に与える負荷の低減、さらには循環型社会形成の観点から、県内市町村の一般廃棄物処理の広域化を推進することを目的として、2008（平成20）年1月に「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン」、2017（平成29）年3月に「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定しました。2021（令和3）年3月には、「温室効果ガス排出量ゼロ」、「災害時の停電ゼロ」の実現に向け、一般廃棄物処理施設における発電施設の導入促進に関する事項等を追加しました。

県は、県全体として最適と考える広域化のためのブロック区分（図2-2-2-2）、施設集約の将来像（表2-2-2-5）、市町村間の協議の方法、県による支援等を本マスタープランに示すことに

より、市町村による広域化に向けた検討及び協議を促進し、もって県全体として調和のとれた広域化を推進しています。

また、本マスタープランを実効性のあるものにするため、広域ブロックごとに、順次その構成市町村を対象に、広域化を推進する実施主体となる組織設立の支援を行っています。支援の状況は表2-2-2-6のとおりです。

2024（令和6）年度は、前橋ブロック、伊勢崎ブロック、桐生みどりブロック及び吾妻ブロックの市町村に対し、広域化に向けた事務の進め方や広域的な施設整備のための交付金の交付手続等に係る相談対応、情報提供等を行っています。

図2-2-2-2
一般廃棄物処理広域化マスタープランにおける広域ブロック区分



表2-2-2-5 施設集約の将来像（ブロック別既存施設数及び将来施設整備計画数）

	ブロック区分	焼却施設等	粗大・資源化施設	最終処分場	し尿処理施設	施設数計
既存施設 (H27年度)	①前橋	3	4	2	2	11
	②渋川	1	2	1	1	5
	③伊勢崎	2	2	2	3	9
	④高崎安中	3	4	2	2	11
	⑤藤岡富岡	5	6	4	4	19
	⑥吾妻	3	2	2	2	9
	⑦利根沼田	4	2	2	2	10
	⑧太田館林	5	3	2	5	15
	⑨桐生みどり	1	2	3	1	7
	9ブロック計(a)	27	27	20	22	96
将来施設 整備計画数 (R8年度)	①前橋	1~3	4	1	2	8~10
	②渋川	1	2	1	1	5
	③伊勢崎	2	2	1	1~3	6~8
	④高崎安中	2~3	2~3	1	2	7~9
	⑤藤岡富岡	5	6	4	4	19
	⑥吾妻	3	2	2	2	9
	⑦利根沼田	4	2	1	2	9
	⑧太田館林	2	3	2	4	11
	⑨桐生みどり	1	2	2	1	6
	9ブロック計(b)	21~24	25~26	15	19~21	80~86
	統合割合(b/a)	78%~89%	93%~96%	75%	86%~95%	83%~90%
将来施設 整備計画数 (R23年度)	①前橋	1	1	1	1	4
	②渋川	1	1	1	1	4
	③伊勢崎	1	1	1	1	4
	④高崎安中	2	2	1	2	7
	⑤藤岡富岡	1~2	1~2	1~2	1~2	4~8
	⑥吾妻	1	1	1	1	4
	⑦利根沼田	2	1	1	1	5
	⑧太田館林	2	2	2	2	8
	⑨桐生みどり	1	1	1	1	4
	9ブロック計(c)	12~13	11~12	10~11	11~12	44~48
	統合割合(c/a)	44%~48%	41%~44%	50%~55%	50%~55%	46%~50%

表2-2-2-6 一般廃棄物処理広域化に係る市町村支援状況

支援内容 \ 年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
協議会設立準備支援	利根沼田	—	前橋・伊勢崎・桐生みどり	前橋・伊勢崎・桐生みどり	—
協議会参加、広域化のための情報提供等	吾妻、利根沼田	吾妻、利根沼田	藤岡富岡、吾妻、利根沼田	前橋・伊勢崎・桐生みどり、吾妻、利根沼田	前橋・伊勢崎・桐生みどり、吾妻

6 各種感染症拡大時にも対応できる体制の整備 【廃棄物・リサイクル課】

廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、各種感染症拡大時には、当該感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。そのた

め、市町村及び処理業者に対し、危機管理体制や感染防止策、事業継続に必要な人員及び物資の確保等をあらかじめ検討した廃棄物処理事業継続計画を策定することなどにより感染症拡大時にも事業が継続できる体制の整備を指導しています。

第2項 産業廃棄物の適正処理の推進と処理施設の確保

1 産業廃棄物^{*1}処理の現状 【廃棄物・リサイクル課】

様々な事業活動に伴って県内で排出される産業廃棄物は、2023（令和5）年度実績（環境省「令和6年度廃棄物の広域移動対策検討調査」）では、表2-2-2-7のとおり、年間約260万tと推計されています。

産業廃棄物の種類別の取扱量については、がれき類が最も多く、以下、汚泥、木くず、廃プラスチック類の順となっています。このうち、中間処理^{*2}量については、県内処理では、がれき類が最も多く、次いで木くずであり、県外処理では、汚泥、廃プラスチック類、がれき類の順となっています。一方、最終処分（埋立）については、県内処理では、ガラスくず等が最も多く、次いで廃プラスチック類とがれき類であり、県外処理では、廃プラスチック類、汚泥、がれき類の順となっています。

また、県内で発生した産業廃棄物の広域移動量は、表2-2-2-8のとおりで、中間処理量及び最終処分量の合計は、県内処理が年間約183万t、県外処理が年間約78万tであり、70%程度が県内で処理されています。なお、表2-2-2-9のとおり、約95万tが県外から搬入されるなど、産業廃棄物の処理は広域的に行われています。

さらに、産業廃棄物の再生利用率は、2022（令和4）年度の推計値（令和5年度群馬県廃棄物実態調査）で51.3%でした。利用量の多いものでは、がれき類が土木・建設資材へ、汚泥が肥料・土壌改良材やセメント原材料へと利用されていました。

表2-2-2-7 県内発生産業廃棄物の広域移動量（種類別）（2023[令和5]年度実績）

（単位：千t）

産業廃棄物の種類	取扱量	県内処理		県外処理	
		中間処理	最終処分	中間処理	最終処分
燃 え 殻	15	1	—	7	7
汚 泥	276	57	—	203	16
廃 油	60	29	—	31	—
廃 酸	29	0	—	29	—
廃 アルカリ	29	1	—	28	—
廃 プラスチック類	252	115	5	97	34
紙 く ず	12	5	—	6	0
木 く ず	266	243	—	23	0
織 維 く ず	3	2	—	1	0
動 植 物 性 残 さ	68	49	—	19	—
動 物 系 固 形 不 要 物	—	—	—	—	—
ゴ ム く ず	0	0	0	0	0
金 属 く ず	45	36	0	9	0
ガ ラ ス く ず 等	169	94	6	62	7
鋳 さ い	73	0	—	64	8
が れ き 類	1,245	1,155	5	71	13
動 物 の ふ ん 尿	8	8	—	—	—
動 物 の 死 体	1	1	—	—	—
ば い じ ん	20	0	—	15	5
そ の 他	31	12	0	18	1
計	2,603	1,807	17	684	94

- （注）1 全国の処分実績報告を基に作成した「廃棄物の広域移動対策検討調査」（環境省）から抜粋したものです。なお、県内処理及び県外処理の移動量については、それぞれ中間処理又は最終処分目的で広域移動した量としています。
- 2 「0」は500t未満を、「—」は該当なしを表しています。
- 3 特別管理産業廃棄物に対応する産業廃棄物の種類に計上しています。ただし、感染性廃棄物は「その他」に含まれています。
- 4 各項目毎に四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

^{*1}産業廃棄物：廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定めるものを産業廃棄物といい、20種類が定められています。また、そのうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは特別管理産業廃棄物として区分されています。

^{*2}中間処理：産業廃棄物を埋立処分などする前に、減容化・無害化・安定化などの処理をすることをいいます。

表2-2-2-8 県内発生産業廃棄物の広域移動量（搬出先別）（2023〔令和5〕年度実績）（単位：千t）

搬出先地域		処理区分	総計	中間処理	最終処分
県内処理			1,825	1,807	17
県外処理計			778	684	94
	茨城県		27	26	0
	栃木県		206	206	—
	埼玉県		271	271	—
	千葉県		34	30	4
	東京都		19	19	—
	神奈川県		15	15	0
	ブロック内処理計		572	566	5
	ブロック外処理計		206	118	89
	北海道・東北		102	52	51
	中部		70	34	36
	近畿		6	6	0
	中国		2	1	1
	四国		0	0	—
	九州・沖縄		26	25	2

(注) 1 全国の処分実績報告を基に作成した「廃棄物の広域移動対策検討調査」(環境省)から抜粋したものです。なお、中間処理及び最終処分の移動量については、それぞれ中間処理又は最終処分目的で広域移動した量としています。
2 「0」は500t未満を、「—」は該当なしを表しています。
3 各項目毎に四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

表2-2-2-9 県外から県内へ搬入される産業廃棄物の広域移動量（搬出元別）（2023〔令和5〕年度実績）（単位：千t）

搬出元地域		処理区分	総計	中間処理	最終処分
県外搬入計			953	866	87
	茨城県		35	32	3
	栃木県		121	97	25
	埼玉県		435	404	32
	千葉県		29	24	5
	東京都		167	150	17
	神奈川県		59	57	2
	ブロック内処理計		846	764	84
	ブロック外処理計		105	102	3
	北海道・東北		52	51	1
	中部		51	49	2
	近畿		1	1	0
	中国		1	1	—
	四国		0	0	—
	九州・沖縄		0	0	—

(注) 1 全国の処分実績報告を基に作成した「廃棄物の広域移動対策検討調査」(環境省)から抜粋したものです。なお、中間処理及び最終処分の移動量については、それぞれ中間処理又は最終処分目的で広域移動した量としています。
2 「0」は500t未満を、「—」は該当なしを表しています。
3 各項目毎に四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

産業廃棄物処理業者の状況は、表2-2-2-10のとおり、施設設置許可の状況は、表2-2-2-11のとおりです。

県民生活や産業活動を維持する上で、産業廃棄物の「処理施設」の整備は不可欠ですが、生活環境への悪影響を懸念する周辺住民の反対等がある

中で、新たな施設の設置は依然として難しい状況にあります。

県では、生活環境に配慮した優良な処理施設を確保するため、排出業者や処理業者に対する指導と廃棄物処理に対する県民の信頼の向上に努めています。

表2-2-2-10 産業廃棄物処理業者の状況（各年度末現在）

(単位：者)

区分 年度	産業廃棄物処理業				特別管理産業廃棄物処理業		計
	収集運搬業	処 分 業			収集 運搬業	処分業	
		中間処理	最終処分	中間処理 最終処分			
R 2	5,530	196(52)	4(2)	5(4)	584	13(4)	6,332(62)
R 3	5,699	202(51)	5(2)	6(5)	595	13(4)	6,520(62)
R 4	5,841	198(44)	5(2)	6(5)	608	13(4)	6,671(55)
R 5	5,933	200(47)	5(2)	6(5)	616	13(4)	6,773(58)
R 6	6,081	208(53)	5(2)	6(5)	620	13(4)	6,933(64)

(注) 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の許可を重複して取得している業者がいるため、計欄は延べ業者数です（括弧内は前橋市内及び高崎市内のみに処理施設のある許可業者数で内数）。

表2-2-2-11 産業廃棄物処理施設設置許可の状況（各年度末現在）

(単位：施設、場)

産業廃棄物処理施設の種類の種類	設置者区分	年度				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
汚泥の脱水施設 (10m ³ /日を超えるもの)	事業者	33 (7)	33 (7)	33 (7)	32 (7)	30 (6)
	処理業者	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
汚泥の乾燥施設（機械乾燥） (10m ³ /日を超えるもの)	事業者	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)
	処理業者	1	1	1	1	1
汚泥の焼却施設（5m ³ /日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積2m ² 以上のもの）	事業者	2	2	2	2	2
	処理業者	7 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)	7 (1)
廃油の油水分離施設 (10m ³ /日を超えるもの)	事業者	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	処理業者	6 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)
廃油の焼却施設（1m ³ /日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積2m ² 以上のもの）	事業者	3 (2)	4 (3)	4 (3)	4 (3)	3 (2)
	処理業者	9 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	10 (3)
廃プラスチック類の破碎施設 (5t/日を超えるもの)	事業者	6	6	3	3	3
	処理業者	43 (14)	45 (14)	46 (14)	46 (14)	47 (14)
廃プラスチック類の焼却施設（100kg/日以上のも、火格子面積2m ² 以上のもの）	事業者	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	3
	処理業者	13 (4)	12 (4)	12 (4)	12 (4)	15 (6)
木くず又はがれき類の破碎施設 (5t/日を超えるもの)	事業者	40 (29)	39 (28)	35 (27)	35 (27)	34 (27)
	処理業者	196 (78)	206 (86)	208 (90)	207 (90)	210 (90)
産業廃棄物の焼却施設（200kg/日以上のも、火格子面積2m ² 以上のもの）	事業者	1	2 (1)	2 (1)	2 (2)	2 (1)
	処理業者	12 (3)	11 (3)	11 (3)	11 (3)	14 (5)
中間処理施設小計	事業者	96 (42)	97 (43)	90 (42)	89 (43)	84 (39)
	処理業者	290 (104)	298 (112)	301 (116)	300 (116)	313 (121)
安定型最終処分場	事業者	3	3	3	3	3
	処理業者	19 (9)	19 (9)	19 (9)	20 (9)	17 (7)
管理型最終処分場	事業者	7 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)
	処理業者	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)
最終処分場小計	事業者	10 (1)	10 (1)	10 (1)	10 (1)	10 (1)
	処理業者	23 (10)	23 (10)	23 (10)	24 (10)	21 (8)
計	事業者	106 (43)	107 (44)	100 (43)	99 (44)	94 (40)
	処理業者	313 (114)	321 (122)	324 (126)	324 (126)	334 (129)

- (注) 1 廃棄物処理法に基づく設置許可（1992〔平成4〕年7月3日以前は設置届出）をした施設数です（括弧内は前橋市内及び高崎市内に設置された処理施設数で内数）。
- 2 安定型最終処分場及び管理型最終処分場については、埋立てが終了しても廃止の確認がされていない施設を含みます。
- 3 安定型最終処分場については、1997（平成9）年11月末以前に設置された埋立面積3,000m²未満のものを含みません。
- 4 木くず又はがれき類の破碎施設については、届出によるものを含みます。
- 5 産業廃棄物の焼却施設については、「汚泥・廃油・廃プラスチック類・廃PCB等」を除く産業廃棄物の焼却施設を指します。

2 排出事業者・廃棄物処理業者への監視・指導の強化 【廃棄物・リサイクル課】

(1) 産業廃棄物相談員による排出事業者への指導拡充

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。県では、排出事業者に対して、排出者責任の啓発や適正処理に関する指導を行うため、産業廃棄物相談員を県内3か所（廃棄物・リサイクル課、西部環境森林事務所、東部環境事務所）に配置しています。

2024（令和6）年度は、表2-2-2-12のとおり、398事業所に対して、廃棄物の排出抑制や再生利用、適正処理等に関する指導・相談を行いました。

また、併せてホームページ「群馬県産業廃棄物情報」により、関係法令や処理業者に関するデータ等、廃棄物に関する各種最新情報をわかりやすく排出事業者や県民にお知らせしています。

表2-2-2-12 産業廃棄物相談員の指導・相談状況
(単位：件)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
訪問件数	352	414	391	267	398

(2) 立入指導による適正処理業者の育成

産業廃棄物は、排出事業者が自ら適正に処理するほか、その責任において、収集運搬業・処分業の許可を有する処理業者に委託して処理することとされています。

処理業者に対しては、不適正処理につながるような行為が行われていないかを確認するため、毎年度、定期的に立入検査を実施しています。

2024（令和6）年度は、表2-2-2-13のとおり、延べ255事業所に対して立入検査を実施しました。

なお、不適正処理等により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に違反したり、欠格要件に該当した処理業者に対しては、許可取消等の行政処分を行っており、2024（令和6）年度は5業者に対して許可取消の行政処分を行いました。

表2-2-2-13 処理業者への立入検査の状況（単位：件）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
立入検査	279	305	266	237	255

3 事前協議制度の運用等による必要な処理施設の設置促進 【廃棄物・リサイクル課】

廃棄物処理施設の設置にあたり、廃棄物処理法やその他関係法令の手続を行う前段階として、事前協議制度を実施しています。この制度は、持続可能な循環型社会づくりに向けて、地域理解の促進や廃棄物の適正処理の推進を図り、また、周辺地域の生活環境の保全や周辺施設への適正な配慮を図ることを目的としています。

現在の事前協議制度は、2013（平成25）年に立地規制の追加等の見直しを行っています。今後も制度の見直しを行いながら、時代に即した必要な処理施設の設置を促進していきます。

なお、2024（令和6）年度の処理業者の許可状況は表2-2-2-14、処理施設の設置許可の状況については表2-2-2-15のとおりです。

表2-2-2-14 産業廃棄物処理業者の許可状況
(2024[令和6]年度) (単位：件)

事業区分	新規許可	更新許可	変更許可	合計
産業廃棄物収集運搬業	339	982	64	1,385
産業廃棄物処分業	3	19	3	25
特別管理産業廃棄物収集運搬業	20	79	4	103
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0	0
計	362	1,080	71	1,513

(注)更新許可：許可期限ごとに更新(継続)する場合。
変更許可：許可範囲の拡大等を行う場合。
いずれも、前橋市及び高崎市の許可件数を除いたもの。

表2-2-2-15 産業廃棄物処理施設設置許可の状況
(2024[令和6]年度) (単位：件)

区分	設置許可	変更許可
中間処理施設	3	0
最終処分場	0	0
計	3	0

(注)前橋市及び高崎市の許可件数を除いたもの。

4 排出事業者と再生事業者等のマッチングの推進 【廃棄物・リサイクル課】

県が許可している産業廃棄物処理業者に関して、ホームページ「群馬県産業廃棄物情報」において取り扱える産業廃棄物の種類や処理方法等を紹介しています。

産業廃棄物のリサイクルを促進するため、排出事業者が希望するリサイクル処理につながるよう、産業廃棄物処理業者のリサイクル処理に関する情報発信を強化します。

5 優良処理業者の育成 【廃棄物・リサイクル課】

2010（平成22）年の廃棄物処理法の改正により、優良産廃処理業者認定制度が新たに設けられ、事業の実施に関する能力・実績が一定の基準を満たす処理業者は、優良認定を受けられるようになりました。

この認定は、排出事業者が安心して廃棄物処理を委託できる優良業者を選ぶ目安になっています。

なお、処理業者にとっては、認定を受けること

で通常5年である許可の有効期間が7年に延長され、許可更新に要する負担軽減が図られ、特に広域的に事業展開する処理業者にとって大きなインセンティブになります。

また、遵法性や事業の透明性等、法令の基準に適合し優良認定を受けた処理業者に対して、県の融資制度において優先的支援を行う等により、優良な処理業者を育成し、より信頼できる産業廃棄物処理体制の整備を進めています。

6 各種感染症拡大時にも対応できる体制の整備 【廃棄物・リサイクル課】

政府が定める新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、廃棄物処理業に関わる事業者は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者と位置付けられており、十分な感染防止対策を講じつつ、事業を継続する

ことが求められています。感染性廃棄物の回収、処理に支障が生じないように、処理業者に対し、感染症拡大時に対応できる体制整備及び感染防止対策の徹底を指導しています。

第3項 有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進

1 PCB廃棄物の処理の推進 【廃棄物・リサイクル課】

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、難分解性で、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることなどから、PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うことを目的に、2001（平成13）年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB 特措法）が施行されました。

この法律に基づき、変圧器（トランス）、コンデンサーなどPCBを含む廃棄物を保管する事業者は、毎年度、知事又は中核市長（前橋市・高崎市）に保管・処分状況を届け出る義務があり、届出状況は表2-2-2-16のとおりとなっています。届出を行った事業場に対しては、早期処理と適正な保管等を行うよう指導しています。

表2-2-2-16 県内におけるPCB廃棄物保管等届出状況

年度	R元	R2	R3	R4	R5
事業場数	911 (573)	989 (738)	800 (593)	600 (458)	654 (529)

(注) 括弧内は県所管の事業場数(内数)

PCB廃棄物を安全・適切に処理するために、2004（平成16）年4月に国が全額を出資して、中間貯蔵・環境安全事業(株)（JESCO）が設立されました。県内の事業場に保管等されている高濃度のPCBを含有する機器については、2008（平成20）年5月から室蘭市にある同社の北海道PCB処理事業所において、処理が行われてきました。

PCB特措法が定める、高濃度のPCBを含有する廃棄物の処分期間は、変圧器（トランス）・コン

デンサー等は2021（令和3）年度末まで、安定器・汚染物等は2022（令和4）年度末までで終了しており、新たに高濃度のPCBを含有する機器を確認した場合は、直ちに処分しなければなりません。

一方、低濃度のPCBを含有する廃棄物については、国が認定した無害化処理認定施設等で、2026（令和8）年度末までに処分する必要があります。

未届出のPCB廃棄物等は処分期間内に処分されないおそれがあることから、県や中核市では現地訪問等による掘り起こし調査を実施しています。未届出の事業場が確認された場合は、届出をして、期間内に処分するよう指導しています。

なお、PCB廃棄物の処理費用は高額となることから、次のとおり支援制度が設けられています。また、2025（令和7）年4月から、低濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減措置が設けられました。

① 中小企業等処理費用軽減制度

JESCOでは、中小企業者等や個人を対象として、PCB廃棄物（高濃度に限る）の処理費用の負担軽減措置を設けています。

② 群馬県環境生活保全創造資金融資

県では、県内中小企業者等向けに、PCB廃棄物（高濃度・低濃度いずれも）の収集運搬、処分及び代替機器設置の費用を対象とした融資制度を設けています（限度額5,000万円・利率1.7%/年以内・期間7年以内）。

※着手前に事前審査が必要です。

2 水銀廃棄物の処理の推進 【廃棄物・リサイクル課】

水銀に関する水俣条約（2017〔平成29〕年8月16日発効）を踏まえた水銀対策として、2015（平成27）年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定され、同年11月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」が、同年12月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が改正されました。

その後、2017（平成29）年度に「廃水銀等」「水銀含有ばいじん等」「水銀使用製品産業廃棄物」を定義したほか、産業廃棄物処理施設への追加や、

処理基準の追加などが定められ、2018（平成30）年度においては、水銀使用製品産業廃棄物の追加、廃水銀等を排出する特定施設の追加が定められ、2019（平成31）年3月3日に施行されました。

県では、ホームページ「群馬県産業廃棄物情報」における広報等で、水銀廃棄物の排出者である家庭や事業者及び処理主体である市町村や処理業者に対して、法令や処理に関する情報提供を行っています。

第4項 不法投棄等不適正処理対策の強化

1 未然防止・早期発見・早期解決に向けた不適正処理対策の強化 【廃棄物・リサイクル課】

(1) 不法投棄の現状

2024（令和6）年度に県内で新たに認知した不法投棄は、46件・412tでした。県が認知した13件のうち、年度内に撤去等により解決に至ったものは12件で、不法投棄早期解決率は92%でした。

不法投棄の件数は減少しましたが、大規模な事案も発生したため、投棄量は大幅に増加しており、依然として後を絶たない状況です（表2-2-2-17）。

不法投棄された廃棄物の種類では、建設系以外の廃棄物が76%を占めています（表2-2-2-18）。

表2-2-2-17 不法投棄の推移

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
件数	47	75	68	60	46
県	3	6	4	11	13
前橋市	25	23	19	13	8
高崎市	19	46	45	36	25
量（t）	62	18	18	12	412
県	26	1	1	1	404
前橋市	6	5	13	2	1
高崎市	30	12	4	9	7

表2-2-2-18 不法投棄された廃棄物の種類

（単位：件）

年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
建設系	が れ き 類	6 (13%)	9 (12%)	3 (4%)	3 (5%)	2 (4%)
	廃 プ ラ	4 (9%)	0 (0%)	3 (4%)	5 (8%)	0 (0%)
	木 く ず	0 (0%)	2 (3%)	1 (2%)	1 (2%)	1 (2%)
	混合廃棄物	11 (23%)	10 (13%)	11 (16%)	1 (2%)	8 (17%)
	小 計	21 (45%)	21 (28%)	18 (26%)	10 (17%)	11 (24%)
建設系以外		26 (55%)	54 (72%)	50 (74%)	50 (83%)	35 (76%)
合計		47	75	68	60	46

※中核市（前橋市及び高崎市）分を含む。（ ）内は全体に占める割合。

(2) 不適正処理の現状

不適正処理とは、不法投棄や不法焼却、不適正保管などの総称です。

2024（令和6）年度に県内で新たに認知した不適正処理は、91件・1,771tでした（表2-2-19）。

不適正処理の種類では、不法投棄が最も多くな

っています（表2-2-2-20）。

不適正保管と不法焼却は、それぞれ20件前後で推移しています。不法焼却では、基準を満たさない焼却炉における廃棄物の焼却のほか、いわゆる野焼きで廃棄物を処分しようとした事案が多くを占めています。

表2-2-2-19 不適正処理の推移

年度	H29	H30	R 元	R 2 () 内は東邦を除く	R 3	R 4	R 5	R 6
件数	122	118	98	91 (90)	106	112	91	91
県	44	35	29	16 (15)	16	23	32	43
前橋市	65	51	37	32	27	34	18	16
高崎市	13	32	32	43	63	55	41	32
量 (t)	2,345	2,285	1,559	24,283 (609)	876	50	169	1,771
県	2,023	1,572	1,288	24,226 (552)	789	14	157	1,755
前橋市	313	693	204	6	6	17	2	1
高崎市	9	20	67	51	81	19	10	15

※ 2020(令和2)年度の東邦亜鉛(株)安中製錬所から排出された非鉄スラグの不適正処理分は、1件 23,674tである。

表2-2-2-20 不適正処理の種類

(単位:件)

区分 年度	不法投棄	不適正保管	不法焼却	無許可営業	無許可設置	その他	計
R 4	68 (75%)	18 (20%)	26 (29%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	112 (123%)
R 5	60 (66%)	17 (19%)	14 (15%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	91 (100%)
R 6	46 (51%)	30 (33%)	13 (14%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (2%)	91 (100%)

※中核市(前橋市及び高崎市)分を含む。()内は全体に占める割合。

(3) 不適正処理対策

廃棄物の不適正処理事案の未然防止や早期発見に向け、次のとおり取り組んでいます。

ア 未然防止

a 意識啓発

各種広報媒体を活用し、不適正処理防止に係る事業者及び県民等への意識啓発を図っています。

b 実地調査

県警、市町村及び関係団体と連携し、主に県外から流入する産業廃棄物運搬車両を対象とした路上調査を実施しています(2024[令和6]年10月11日、於伊勢崎深谷線八斗島検問所)。

イ 早期発見

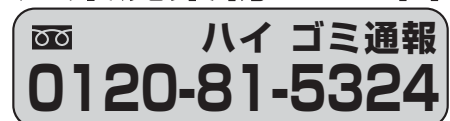
a 情報の入手

- i 「産業廃棄物110番」・「不法投棄等情報受付箱」

廃棄物・リサイクル課内にフリーダイヤル「産業廃棄物110番」を設置して広く県民から情報を受け付けています(2024[令和6]年度は32件を受理)。

また、ホームページ「群馬県産業廃棄物情報」に「不法投棄等情報受付箱」を設置し、メールでの受付も対応しています(同、13件を受理)。

産業廃棄物110番



- ii 「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」の締結

人口減少期を迎え、空き家、空き地など、不法投棄場所として狙われやすい箇所の増

加が懸念されることから、不法投棄の情報収集網の強化を図るため、12機関・団体と協定を締結しています。

○協定締結機関・団体

日本郵便株式会社
群馬県農業協同組合中央会
群馬県森林組合連合会
東京電力パワーグリッド株式会社
一般社団法人群馬県タクシー協会
一般社団法人群馬県トラック協会
赤十字飛行隊群馬支隊
一般社団法人群馬県自動車整備振興会
一般社団法人群馬県フロン回収事業協会
群馬県電気工事工業組合
公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会
公益財団法人群馬県環境検査事業団

b 監視指導（パトロール）

i 産業廃棄物不適正処理監視指導員

（通称：産廃Gメン）の設置

警察官OBである産廃Gメンが、4班8名体制で監視指導（パトロール）を行って

います（年間延べ1,440人・日）。

ii 休日等における監視の民間警備会社への委託

行政機関による監視が手薄になる休日等における監視の目を確保するため、民間警備会社に委託して監視業務を行っています（年間140日）。

iii スカイパトロールの実施（後述4参照）

県警の協力を得て、県警ヘリコプター「あかぎ」による空からの監視を行っています（2024〔令和6〕年度は19回）。

iv 廃棄物適正処理推進強化月間

環境月間である6月と、年末の清掃等により事業所や家庭から大量の廃棄物が排出される12月を廃棄物適正処理推進強化月間と定め、通常監視に加えて重点的に取り組んでいます。

・職員による休日監視

・産業廃棄物処分業者に対する立入検査

・廃棄物適正処理推進の広報啓発

2 様々な媒体・取組を活用した不適正処理防止啓発活動の強化 【廃棄物・リサイクル課】

廃棄物の不適正処理防止の啓発事業の実施のため、警察や中核市、(公社)群馬県環境資源創生協会ほか関係団体と推進本部を設置しています。同本部において、2022（令和4）年度からは、YouTuberを活用した「動画配信による啓発事業」を実施しています。

2024（令和6）年度は次のとおり動画制作・配信を行いました。

(1) 純悪 YouTube チャンネル公開動画

①『ポップな名称でもそれは不法投棄です』

②『今、山が大変なことになっている…それは保管じゃなくて放置』

(2) tsulunogs 公開動画

『不法投棄を見つけたら』

また、県が特命産廃Gメンを委嘱しているローカルヒーロー「超速戦士G-FIVE」にも協力を継続して依頼し、啓発活動の強化を図っています。

3 警察・市町村等関係機関との連携強化 【廃棄物・リサイクル課、(警)生活環境課】

認知した不適正処理事案に対しては、早期解決に向け、廃棄物・リサイクル課（警察からの出向者を含む）の職員が、県職員に併任発令された市町村の職員や警察官と連携を図り、迅速かつ綿密な調査を行っています。その上で、原因者に対して強力な是正指導を継続して行い、現場の原状回復を図るとともに不適正処理の再発防止に努めています。

(1) 警察との連携

警察では、生活安全部生活環境課と各警察署が連携して環境犯罪に対する取締りを積極的に推進しているほか、県や中核市に警察官を出向・派遣し、関係機関との情報交換や共同臨場等行政と連携した活動を行っています。

また、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を図るため、関係機関に必要な情報提供を行っています。

出向・派遣数

2024（令和6）年4月1日現在、県環境森林部に2人出向し、前橋市及び高崎市に1人ずつ派遣しています。

(2) 市町村との連携

ア 市町村職員の県職員併任発令

不適正処理事案への対応を強化するために、市町村職員を県職員に併任発令して産業廃棄物

に関する立入検査権を付与しています（2025〔令和7〕年3月31日現在、中核市2市を除く33市町村109人）。

イ 不法投棄監視カメラの貸出し

廃棄物不法投棄監視体制の強化により、不法投棄の未然防止、拡大防止及び原因者の特定をするため、市町村に不法投棄監視カメラ（5台保有）を貸し出しています（2024〔令和6〕年度実績0件）。

4 県警ヘリコプター「あかぎ」によるスカイパトロール 【廃棄物・リサイクル課、(警)生活環境課】

山間地や河川など廃棄物の不法投棄が行われやすい環境が多いことから、県警ヘリコプター「あかぎ」によるスカイパトロールを定期的を実施し、目の届きにくい山間部等を上空から監視することで、不法投棄等の発見に努めています。

また、警察では、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を重点に取締りを強化しています。

検挙状況

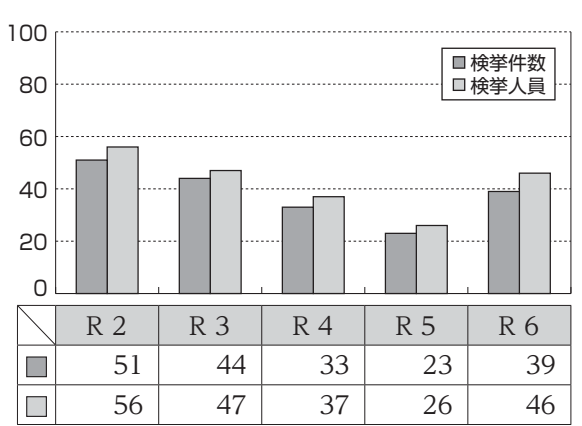
2024（令和6）年中における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）違反の検挙状況は、表2-2-2-21のとおりであり、2020（令和2）年以降の推移は図2-2-2-3のとおりです。

近年の特徴としては、大規模な不法投棄等は減少する一方、投棄の規模こそ小規模ですが、家屋の解体工事に伴って排出される木くずやがれき類等の不法投棄、ビニール類の不法焼却、家庭から排出される粗大ごみ等の不法投棄・不法焼却といった悪質な事犯の検挙が目立っています。

表2-2-2-21 「廃棄物処理法」違反検挙状況

廃棄物種別	態様	件数	人員
産業廃棄物	不法投棄	3	3
	不法焼却	11	17
	委託・受託違反等	0	0
一般廃棄物	不法投棄	14	15
	不法焼却	11	11
	委託違反等	0	0
合 計		39	46

図2-2-2-3 「廃棄物処理法」違反検挙状況



5 ドローン測量システムの運用 【廃棄物・リサイクル課】

(1) 概要

廃棄物の不適正処理事案や土砂等埋立て事案の是正指導には、処理された廃棄物等の量や面積等の迅速かつ正確な把握が重要であることから、ドローン測量システムを2020（令和2）年度から運用しています。

この導入により、従来より短時間で正確かつ安

全に測量することが可能になりました。デジタルデータの測量結果を不適正処理の是正指導や検査等に活用しています。

(2) 運用状況

2024（令和6）年度 使用回数 29回
（内訳：廃棄物2回、土砂26回、その他1回）

6 不適正処理事案（大同特殊鋼(株)鉄鋼スラグ） 【環境保全課、廃棄物・リサイクル課】**(1) 事案の経緯と概要**

大同特殊鋼(株)渋川工場の製鋼過程で副産物として排出された鉄鋼スラグは、路盤材として出荷されていました。

2013（平成25）年6月、渋川市内の道路の改修工事に際し、路盤材として使用されていた当該スラグを検査したところ、土壤環境基準・「土壤汚染対策法」の指定基準（土壤環境基準等）を超えるふっ素及び六価クロムが検出されました。

県では、これを契機に調査を開始し、2014（平成26）年1月以降、同工場及び関係会社に対して廃棄物処理法に基づく立入検査を実施するとともに、鉄鋼スラグの取扱い状況等について報告を求めました。

(2) 廃棄物処理法に基づく調査の結果**ア 鉄鋼スラグの利用と土壤汚染の発生**

2001（平成13）年にふっ素の土壤環境基準が設定され、2003（平成15）年にふっ素の指定基準を設定した「土壤汚染対策法」が施行されました。

これに伴い、鉄鋼業界では、ふっ化物（蛍石）を使用しない操業への移行や、鉄鋼スラグに含まれる有害物質の検査を行い、環境安全性を確認して路盤材等に再生利用する方法がとられてきました。

しかし、同工場は、その後もふっ化物（蛍石）の添加を止めることなく、また、鉄鋼スラグの大半がふっ素の土壤環境基準等を超過していることを承知した上で出荷を続け、当該スラグが使用された施工箇所の一部で基準を超える土壤汚染を生じさせました。

イ 廃棄物認定

ふっ素の土壤環境基準等が設定されて以降、同工場から製鋼過程の副産物として排出された鉄鋼スラグは、土壤と接する方法で使った場合、ふっ素による土壤汚染の可能性があります。また、2002（平成14）年4月から2014（平成26）年1月までの間、関係者の間で逆有償取引等が行われていたことから、当該スラグを廃棄物と認定しました。

記録が確認できた2002（平成14）年4月から出荷を停止した2014（平成26）年1月まで

の間、同工場から出荷された鉄鋼スラグの総量は、29万4,330tです。

(3) 県の対応**ア 調査結果の公表と行政処分等**

県は、2015（平成27）年9月、廃棄物処理法に基づく調査の結果を公表するとともに、廃棄物処理法違反で関係者を県警に告発しました。また、2016（平成28）年8月、関係会社に対して廃棄物処理法に基づく許可取消処分を行いました。

イ 使用箇所に係る調査要請等

大同特殊鋼(株)渋川工場から排出された鉄鋼スラグの使用箇所について、公共工事は工事実施主体に調査を要請、民間工事は大同特殊鋼(株)に対し、調査及び県への報告を指示しています。

ウ 使用箇所の状況と環境影響

2024（令和6）年12月末現在、当該スラグの使用が確認された工事は、公共工事349か所、民間工事127か所の計476か所です。このうち、土壤汚染が確認された161か所について、周辺地下水の調査を実施し、環境への影響を確認しており、これまでの調査の結果では、地下水への影響は認められませんでした。

エ 今後の取組

今後とも当該スラグの使用箇所の解明を進め、判明した使用箇所は全て県がリスト化します。新たに使用箇所が判明した場合には、これまでと同様の方法で環境調査を行い、県民の皆様の安全・安心の確保に努めていきます。

(1) 事案の経緯と概要

東邦亜鉛㈱安中製錬所の亜鉛の生産・製造工程で発生する非鉄スラグは、路盤材原料として出荷されていました。

県による調査の結果、非鉄スラグには土壤環境基準・「土壤汚染対策法」の指定基準（土壤環境基準等）を超える鉛や砒素が含まれることが判明しました。

2018（平成30）年5月、県は東邦亜鉛㈱をはじめとする関係者に対し、廃棄物処理法に基づく立入検査を実施し、非鉄スラグを路盤材原料として使用しないよう指示するとともに、非鉄スラグの取扱い状況等について報告を求めました。

(2) 廃棄物処理法に基づく調査の結果

ア 非鉄スラグの性状

東邦亜鉛㈱の非鉄スラグには、亜鉛鉱石に由来する鉛や砒素が含まれています。県による非鉄スラグの検査結果においても、鉛の溶出量・含有量や砒素の溶出量が土壤環境基準等を超過していました。非鉄スラグを路盤材など土壌と接する方法で使用した場合、鉛や砒素による土壌汚染の可能性があります。

イ 非鉄スラグの取引

東邦亜鉛㈱は、路盤材原料向け非鉄スラグの取引において、非鉄スラグの販売代金を受け取る一方、これを上回る運賃補助等を支払っており、非鉄スラグに係る一連の取引は、関係者の間でいわゆる逆有償取引でした。

非鉄スラグの取引量やその代金等が関係資料等により確認できた期間は、2014（平成26）年6月から2016（平成28）年3月までであり、この間の路盤材原料向け非鉄スラグの取引量は、2万3,674tです。

ウ 廃棄物該当性

県は、調査の結果から、物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断し、路盤材原料向け非鉄スラグを廃棄物と認定しました。

(3) 県の対応

ア 調査結果の公表と行政処分

県は、2020（令和2）年9月、廃棄物処理法に基づく調査の結果を公表するとともに、関係者に対して廃棄物処理法に基づく処理業の停止及び施設の使用停止処分を行いました。

イ 使用箇所に係る調査要請等

県は、東邦亜鉛㈱に対して、使用箇所の全容解明に当たるとともに、判明した使用箇所における環境調査の加速化と結果の報告及び生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を指示しています。

2025（令和7）年1月末現在、非鉄スラグの使用箇所は、公共工事1か所、民間工事125か所の計126か所です。これまでの調査結果では、土壌汚染は確認されていません。

また、東邦亜鉛㈱は非鉄スラグの撤去を進めています。これまで111か所で撤去され、撤去されていない15か所は、撤去完了までの間、立入禁止措置などが講じられており、有害物質の摂取リスクは極めて低いと言えます。

第5項 土砂等埋立ての適正化推進

1 県土砂条例に基づく厳正な許可審査及び立入検査等による指導の強化 【廃棄物・リサイクル課】

建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について、周辺住民から有害な物質の混入や堆積された土砂等の崩落が心配されています。

これらの状況も踏まえ、生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、2013(平成25)年6月に「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」(県土砂条例)を制定しました。

県では、厳正な許可審査や立入検査等により土砂等の埋立て等の適正化を推進するとともに、不適正処理対策と同様に警察や関係機関との連携等により、不適正事案等の未然防止・早期発見・早期解決に取り組んでいます。

なお、主な規制内容は次のとおりです。

(1) 土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止

埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準(土壌基準)を規則で定め、土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止しています。

(2) 特定事業の許可

土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所から排出又は採取された土砂等により、3,000㎡以上の埋立て等を行う事業(特定事業)を許可の対象とし、特定事業を行おうとする者(事業者)は、原則として知事の許可を要することとしています(表2-2-2-22)。

表2-2-2-22 特定事業の許可状況 (単位:件)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
許可	6	10	3	9	6
変更許可	1	2	0	1	2

(3) 土砂等の搬入の事前届出

排出現場の確認及び土壌の安全性を担保するため、許可を受けた事業者は、土砂等を搬入する10日前までに、排出現場ごとの土砂等排出元証明書及び当該土砂等に係る土壌検査証明書を添付の上、届出書を提出しなければなりません。

(4) 定期検査及び立入検査

許可を受けた事業者に対し、特定事業区域の定期的な土壌検査及び検査結果の報告を義務付けるとともに、立入検査を実施しています。

2 市町村土砂条例の制定支援による隙間のない監視指導体制の構築 【廃棄物・リサイクル課】

県土砂条例の規制が及ばない3,000㎡未満の土砂等の埋立て事案に対応するためには、各市町村において、地域の実情に合わせた市町村土砂条例を制定することが不可欠です。

このため、県では、市町村に対して市町村条例“例”の提供、条例の必要性の説明など、市町村

条例の制定促進に取り組んでいます(表2-2-2-23)。

併せて、県及び各市町村の土砂条例の施行において、疑義事案への早期対応等のためには相互の連携が重要であると考え、土砂条例連絡会議を随時開催し、情報交換等を行っています。

表2-2-2-23 土砂条例を制定している市町村(29市町村) 2025(令和7)年3月31日現在

市町村	桐生市・沼田市・館林市・渋川市・富岡市・安中市・みどり市・榛東村・吉岡町・神流町・下仁田町・甘楽町・中之条町・高山村・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町・玉村町・明和町・千代田町	太田市・伊勢崎市・上野村	高崎市・板倉町・邑楽町	前橋市・藤岡市
許可対象面積	500㎡以上3,000㎡未満	1,000㎡以上3,000㎡未満	500㎡以上	1,000㎡以上
県条例の適用	3,000㎡以上			適用しない



群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正

群馬県では土砂等による埋立て等について、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」（県土砂条例）により、土砂等の崩落による災害発生及び有害物質の混入による土壌汚染を防止し、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るための規制を行ってきました。

2021（令和3）年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害等を受けて、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が2023（令和5）年5月26日から施行され、群馬県では2025（令和7）年5月26日から規制が適用されました。

これに伴い、県土砂条例において盛土規制法と重複する規制を整理するため、2025（令和7）年3月27日に県土砂条例の一部を改正しました（2025〔令和7〕年5月26日施行）。

【主な改正の内容】

（1）盛土規制法と重複する規制の整理

県土砂条例の目的のうち、盛土規制法と重複する「災害発生の防止」については同法により規制することとし、埋立て等に係る許可制度や技術上の基準など、災害発生の防止に関する規定を削除しました。

（2）土砂等の搬入計画の事前届出制度の創設

許可制度を廃止する一方で、引き続き、汚染土砂等による埋立て等を規制するため、改正前の県土砂条例で許可対象としていた土砂等の埋立て等を行おうとする事業者は、事前に土砂等の搬入計画を届け出なければならないこととしました。

搬入計画の届出後は、実際に搬入する土砂等に係る事前届出や定期的な土壌検査の実施を必須としました。

（3）県土砂条例を適用しない市町村に関する規定の見直し

改正前の県土砂条例では、市町村が同様の条例を制定している場合であって、知事が市町村長と協議し、市町村条例が県土砂条例の趣旨に即した内容であると認めるときは、当該市町村の区域においては県土砂条例を適用しないこととしていました。

群馬県と中核市（前橋市・高崎市）のそれぞれが盛土規制法の規制を行うのに合わせて、生活環境の保全についてもそれぞれが地域の実情に合わせて規制できるよう、中核市については、条例制定や協議等手続に関わらず「県土砂条例を適用しない市町村」としました。

県土砂条例の一部改正の概要について

	県土砂条例		盛土規制法	
	改正前	改正後		
目的	①生活環境の保全 ②県民の安全	生活環境の保全	国民の生命及び財産の保護	
許可対象	3,000㎡以上の土砂等の埋立て、盛土	届出制度【許可不要】 3,000㎡以上の土砂等の埋立て等に係る土砂の搬入計画	【宅地造成等工事規制区域】 ・500㎡超の盛土等 ・1m超の崖を生ずる盛土等 ・高さ2m超の盛土	【特定盛土等規制区域】 ・3,000㎡超の盛土等 ※500㎡超3,000㎡以下は届出 ・2m超の崖を生ずる盛土等 ・高さ5m超の盛土
環境保全	土壌基準への適合、土砂搬入の事前届出・土壌検査	維持	基準なし	
災害発生防止（技術基準）	盛土の締固め 盛土の高さ及び勾配率等	廃止 （盛土規制法で規制）	盛土の締固め 盛土の高さ及び勾配率 等	